

ソフトウェアのメンテナンスおよびサポート契約

1: 本契約の目的

このソフトウェア保守およびサポート契約（以下、「契約」といいます）の目的は、Markem-Imaje（以下、「MARKEM-IMAJE」といいます）がお客様（以下、「お客様」といいます）に、以下に定義されるソフトウェア見積書で特定されるソフトウェア保守およびサポート サービス（以下、「保守およびサポート」といいます）を提供する際の契約条件を定めることです。

お客様は、本契約に基づく権利および利益を譲渡または移転する権限を有しません。

本契約は、メンテナンスおよびサポートを購入するお客様に対して、MARKEM-IMAJEが提供するメンテナンスおよびサポートに適用されるものです。本契約に添付されたMARKEM-IMAJEの見積書、注文確認書および/または請求書は、両当事者間の完全な合意を構成するものであり、お客様により既に提案された、またはこの後に提案される追加条件もしくは異なる条件は、注文書であるか、その他の連絡手段であるか、もしくはその他であるかにかかわらず、本契約により拒否され、MARKEM-IMAJEが書面で署名した上で承認しない限り適用されないものとします。

2: 本契約の発効日および期間

本契約の期間は、本契約の開始日に開始するものとし、また、本契約に従って終了するまで、見積書に記載された期間の間（以下「当初契約期間」）引き続き有効であるものとします。

当初契約期間が満了した場合、当初契約期間またはその時点で現行の更新契約期間が満了する最低90日前までに、いずれかの当事者が本契約を終了する意向を書面で通知しない限り、契約期間はさらに1年間（以下、それぞれを「更新契約期間」といい、総称して「更新契約期間」）更新され、延長されます。当初契約期間および更新契約期間は、「契約期間」と呼ばれます。

3: 前提条件

お客様は、見積書に記載されたシリアル番号で参照されるソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア」）の場合にのみ、メンテナンスおよびサポートを購入することができます。

4: 本契約の範囲

MARKEM-IMAJEは契約期間の間、その時点で現行の「ソフトウェアのメンテナンスおよびサポート方針」（<https://www.markem-imaje.com/terms-and-conditions>、以下「方針」）に従い、見積書に記載されたレベルのメンテナンスおよびサポートを提供するものとします。

5: 除外項目

MARKEM-IMAJEは、欠陥または故障が方針で定められた除外項目のいずれかに該当する場合、本契約に基づくサービスまたは修理の責任を負わないものとします。

6: 不可抗力

本契約に基づく支払い義務を除き、いずれの当事者も、天災、戦争もしくはその他の敵対行為、テロ行為、政府による行為、政府による制限、ストライキ、火災、洪水、地震、業務停止、禁輸措置、伝染病、感染症の大流行、停電、インターネットの停止もしくは障害、ウェブホスティング・プロバイダー、インターネットサービス・プロバイダー、インターネット設備やネットワークの障害もしくは遅延、またはサービス妨害攻撃を含みますが、これに限定されない、その合理的な支配の及ばない状況によって生じた遅延もしくは障害について責任を負いません。

7: お客様の義務

お客様は、方針において定められている義務を遵守する責任を負うものとします。お客様による義務の遵守の欠如に起因するMARKEM-IMAJEによるサービスは、方針の第1.4項に記載されている通り、有効な現行実勢料金でお客様に請求されます。

8: 価格および支払条件

メンテナンスおよびサポートは、見積書に記載された料金の対価として、MARKEM-IMAJEにより提供されます。この料金と適用される税金または銀行手数料は、前払いされるものとします。合意された日程に従う請求書は、正味で、割引なしに、請求書の日付から30日後に支払われるものとします。支払期日を過ぎた金額については、債務不履行の通知をすることなく、支払期日から月利1.5%の債務不履行利息を負担するものとします。本規定は、MARKEM-IMAJEによる、本契約の法律の下で許可されているその他の救済手段、権利または措置に対する権利放棄を意味するものではありません。

ありません。特に、MARKEM-IMAJEは、サービスまたはその一部の提供を留保することができます。MARKEM-IMAJEは、年次更新契約期間および複数年契約について、お客様が本契約に基づいて支払うべき価格を変更することができるものとします。MARKEM-IMAJEは、更新日の60日前までにかかる価格変更をお客様に通知するものとします。

9：秘密情報

MARKEM-IMAJE（またはその下請け業者もしくはサブサプライヤー）がお客様に開示した、仕様書、見本、ひな形、設計、計画、図面、文書、データ、運用データ、事業運営、お客様リスト、価格設定、割引もしくはレポートを含みますが、これに限定されない、MARKEM-

IMAJEのすべての非公開情報、秘密情報、または専有情報は、口頭で開示されたか、書面、電子的、もしくはその他の形式や媒体で開示されたか、またはアクセスされたかにかかわらず、また、本契約に関連して「秘密扱い」としての標示があるか、その指定があるか、またはその他の方法で識別されているかどうかにかかわらず、本契約を履行するためのみに使用される秘密事項であり、また、MARKEM-

IMAJEが書面で事前に権限を付与しない限り、開示または複製することはできません。上記を制限することなく、(a)

本ソフトウェアはMARKEM-IMAJEの秘密情報であり、また、(b) 本契約の条件および存在はMARKEM-

IMAJEの秘密情報です。メンテナンスおよびサポートの提供中に授受される秘密情報は、メンテナンスおよびサポートの提供または受領の目的のみにお客様が使用するべきものであり、また、お客様は、MARKEM-

IMAJEからの事前の書面による同意なく、これを直接的あるいは間接的に第三者に開示しないものとし、または開示されることを許可しないものとします。お客様は、MARKEM-IMAJEからの要求に応じて、MARKEM-

IMAJEから受領したすべての文書およびその他の資料を速やかに返却または破棄するものとします。MARKEM-

IMAJEは、本条項の違反に対して差し止めによる救済を受ける権利を有するものとします。本条項は、(a) 公知の情報、(b)

開示時にお客様に既知の情報、または、(c)

お客様が第三者から、非秘密情報として合法的に入手した情報には適用されません。お客様自身は、MARKEM-

IMAJEの製品および製品コンポーネントをリバースエンジニアリングしてはならず、また、お客様はいかなる第三者に対してもリバースエンジニアリングを許可してはいけません。この第9条の義務は、理由の如何を問わず、本契約の終了または失効後も存続します。

10：お客様のご協力および侵害の通知

お客様は、契約期間中、以下を行うものとします。

(a)

本ソフトウェア（そのすべての複製を含みます）を侵害、不正流用、盗難、誤用、または不正アクセスから保護するために、商業上合理的なあらゆる手段を講じること、

(b) MARKEM-IMAJEによる費用負担で、本ソフトウェアの知的財産権の有効性、執行可能性、およびMARKEM-

IMAJEの所有権の維持においてMARKEM-IMAJEを支援するために、MARKEM-

IMAJEが合理的に必要とするすべての措置を講じること、

(c) お客様が以下のことに気付いた場合、速やかに書面にてMARKEM-IMAJEに通知すること。

(i) 本ソフトウェアにおける、もしくは本ソフトウェアに関連する、MARKEM-

IMAJEの知的財産権の侵害、不正流用、もしくはその他の実際の違反行為、あるいはその疑い、または

(ii)

本ソフトウェア（本ソフトウェアの製造、使用、マーケティング、販売、またはその他の処理を含みます）が、任意の人物の知的財産権もしくはその他の権利を、全体もしくは一部において、侵害、不正流用、もしくはその他の形で侵害しているという申し立て、ならびに

(d) 本ソフトウェアのMARKEM-

IMAJEの権利の実際の侵害や侵害のおそれ、不正流用、もしくは違反を防止、または軽減するための、また、本ソフトウェアに関連する一切の請求の解決を図る試みのための、MARKEM-

IMAJEによるいかなる請求、訴訟、または訴訟手続の実施において、あらゆる合理的な方法で、MARKEM-

IMAJEに全面的に協力し、これを支援すること。これには、要求に応じてお客様の従業員に証言してもらうこと、および証拠開示手続きまたは裁判のために関連記録、書類、情報、見本、および標本などを提供することが含まれます。

11：限定保証

MARKEM-IMAJEは、業界で一般的となっている、合理的な商業基準およびMARKEM-

IMAJEの「保証方針」（お客様の要求に応じて入手可能）に規定された保証に従って、そのサービスが職人的な方法で実施されることを保証します。この保証は、任意のソフトウェアの性能または動作の保証として解釈されるものではありません。

この保証は、お客様にのみ適用されます。この保証の違反に対するお客様の唯一の救済は、MARKEM-

IMAJEがこの保証に準拠した方法で、お客様に追加料金を請求することなく、速やかにサービスを履行することとなります。

いかなる修正も「現状有姿」ベースで提供されます。

ソフトウェアのいかなるアップグレードおよび新規リリースも、リリース時に有効であった保証のもとで提供され、保証がない場合は、「現状有姿」ベースで提供されます。

12：その他の保証の免責条項

本契約に記載されている場合を除き、MARKEM-

IMAJEは、明示的か黙示的を問わず、メンテナンスおよびサポート、ならびにソフトウェアに関するすべての保証と状態（商品性、非侵害性、および特定目的への適合性に関するすべての黙示的保証、または取引の過程、使用、もしくは取引慣行から

生じるすべての黙示的保証が含まれます)を否定します。

本契約に定める保証および救済は、口頭か書面かを問わず、明示的か黙示的かを問わず、排他的なものであり、他のすべての保証に代わるものです。

13: 責任の制限

a. 本契約における反対の規定にかかわらず、MARKEM-

IMAJEは、本契約の下で、あるいは本契約に関連して生じる以下の種類の損失または損害のいずれかについて、(過失を含む) 不法行為によって生じるかを問わず、契約違反、保証不履行、製造物責任、もしくはその他によって生じるかを問わず、また、かかる損失または損害が予見可能であったか、予見されていたか、あるいは既知であったかどうかを問わず、お客様、もしくはその他のいかなる人物に対しても責任を負わないものとします。すなわち、(i)

事業、利益、営業権、収益、契約、予想される貯蓄、無駄な支出、生産の中断、資材や製品の損失や損害、第三者からの請求、またはデータの損失や損害(こうした種類の損失や損害が直接的、間接的、もしくは結果的なものであるかどうかを問いません)、または、(ii)

どのような種類の損失または損害が発生したかにかかわらず、一般的、懲罰的、特別の、偶発的、誘因となる、間接的、もしくは結果的な損失や損害。

b. いかなる場合においても、(i) 本ソフトウェア、(ii) MARKEM-IMAJEが提供するメンテナンスおよびサポート、または、(iii) 契約に起因する、もしくは関連するMARKEM-

IMAJEの責任総額は、契約違反、不法行為(過失を含む)、もしくはその他に起因するか、あるいは関連するかどうかにかかわらず、かかる訴訟原因を生じさせた本ソフトウェア、またはメンテナンスおよびサポートに対してMARKEM-IMAJEが受領した正味金額を超えないものとします。両当事者は、料金が上記の責任の制限に基づいて決定されたことを認めます。

c. 本契約、もしくは本ソフトウェア、または本契約に定めるメンテナンスおよびサポートに関するお客様の一切の請求は、当該ソフトウェアまたはメンテナンスおよびサポートの請求日から1年以内に行うものとします。

14: 終了

現地の法律で禁止されていない限り、本契約は以下の場合に直ちに終了します。

- (i) ソフトウェアのライセンスがお客様によって第三者に売却された場合、お客様は、その売却の証拠を含め、売却から5日以内にMARKEM-IMAJEに通知する必要があります。終了は、売却の日付をもって有効となります。
- (ii) 期限内の料金の不払い、またはMARKEM-IMAJEが推奨する使用およびメンテナンスの指示への不遵守を含みますが、これに限定されない、お客様による本契約の違反。この場合、お客様への通知を要することなく、MARKEM-IMAJEは直ちに本契約を終了することができるものとします。

MARKEM-

IMAJEは、最低30日前にお客様に書面で通知することにより、いつでも本契約を終了させる権利を有するものとします。

上記のすべての場合において、MARKEM-

IMAJEは、その事象が発生するまでの間、本契約に規定されたすべての料金の支払いを日割りで受け取る権利を有し、また、MARKEM-IMAJEは、その時点で有効な残存期間に対する料金の日割りをお客様に返金します。

15: 知的財産

お客様は、以下を認識し、同意するものとします。すなわち、(a) 本ソフトウェアは、MARKEM-IMAJEからお客様に使用許諾されるものであり、販売されるものではなく、また、お客様は、本契約の下で、もしくは本契約に関連して、本ソフトウェアや成果物、あるいはいかなる関連する知的財産権について、一切の所有権を有しておらず、また取得することはありません。(b)

本契約に基づいて、お客様に対して付与された限定的な使用許諾のみを条件として、本ソフトウェアに関連するすべての知的財産権を含む、本ソフトウェアにおけるすべての権利、権原、利益、および本ソフトウェアに関するすべての権利、権原、利益について、MARKEM-IMAJEは唯一かつ排他的な所有者であり続けます。ならびに、(c)

お客様は本契約により、法律の運用、契約、譲渡、もしくはその他によって保有するか、取得したかどうかにかかわらず、お客様が本ソフトウェアにおいて、もしくはこれに関連して、現在有するか、今後有することになる知的財産権(そのいずれかに関連する二次的著作物、もしくは特許の改良に関する権利を含みます)における権利全体、権原、および利益のすべて、およびこれに關係する権利全体、権原、および利益のすべてを、無条件かつ取消不能の形でMARKEM-IMAJEに譲渡します。

本契約で使用される「知的財産権」とは、特許、著作権、商標、企業秘密、データベース保護、もしくはその他の知的財産権法に基づき、またはこうした法律に関連して、あらゆる付与された登録済権利と未登録の権利、申請済の権利、もしくは、現存するか、今後存在することになる権利、ならびに世界のいずれかの地域におけるあらゆる類似の権利、同等の権利、もしくは保護の形態を意味します。

本契約に基づいたメンテナンスおよびサポートの一環として提供される修正、拡張、修正プログラム、パッチ、アップデートおよび関連文書(以下「サポート資料」)を含みますが、これに限定されない、本ソフトウェアにおけるすべての知的財産権、および、本ソフトウェアに関するすべての知的財産権は、MARKEM-IMAJEが引き続き単独で、独占的に所有するものとします。

メンテナンスおよびサポートの一環として提供されるカスタム開発、ソリューション、またはその他の資料は、MARKEM-IMAJEが引き続き単独で、独占的に所有するものとします。

音声、映像、デジタル、画面、もしくはその他を問わず、いかなる種類の、いかなるフォーマット、媒体、もしくは形態の、いかなるデータ、情報、およびその他のコンテンツであって、お客様による、もしくはお客様の代わりにあらゆるデバイス、システム、もしくはネットワークに入力、アップロード、配置、または収集、保存、処理、生成、もしくは出力されるものは、MARKEM-

IMAJEの唯一かつ排他的な財産です。これには、本契約に基づいて、お客様による本ソフトウェアの使用、もしくはお客様の代わりに本ソフトウェアの使用の結果生じる、あらゆる著作物、発明、データ、分析、およびその他の情報と資料が含まれますが、ユーザーによる追加の入力がない場合の本ソフトウェアやデータ、情報あるいはコンテンツ（音声、映像、デジタルその他の表示あるいは出力を含みます）で、本ソフトウェアの実行時に自動的に生成されるものは例外とします。

お客様は、本ソフトウェアもしくは本サポート資料の修正、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または、その他の方法で、本ソフトウェア、または本サポート資料のソースコードの解読を試みないことに同意し、また、他の者に対してこれを許可しないものとします。

メンテナンスおよびサポートの提供中に、お客様から寄せられたフィードバック、提案、または改善は、非秘密情報および非専有情報とみなされます。MARKEM-

IMAJEは、お客様に対する義務や対価を負うことなく、かかるフィードバックおよび提案を使用、またはその製品およびサービスに組み込む無制限の権利を有します。

お客様は、MARKEM-

IMAJEによる具体的な書面での同意がない限り、本ソフトウェアやサポート資料のいかなる部分も、いかなる方法によっても利用せず、または、第三者に対して公表、伝達または開示しないものとし、その組織内に保持することに同意するものとします。

本契約が終了した場合、お客様は、MARKEM-

IMAJEが書面で明示的に権限を付与した場合を除き、すべてのサポート資料の使用を中止し、そのすべての複製を破棄する必要があります。

MARKEM-

IMAJEは、本契約の条件の遵守を確認するために、お客様による本ソフトウェアおよびサポート資料の使用を監査する権利を留保します。

16: データ・プライバシー

取引関係の過程において、両当事者が個人情報を共有する場合、両当事者は個人情報に関するすべての適用法令を遵守します。詳細情報については、ウェブサイト (<https://www.markem-imaje.com/privacy>) をご覧ください。

17: コンプライアンスと輸出管理

a.お客様は、本契約に基づく義務の履行および権利の行使において、常に倫理的に行動し、また、適用されるすべての (i) 関連する政府、政府機関もしくは規制当局、またはその他の関連機関の法令、規制、実施規範、指針およびその他の要件、(ii) コモンロー、ならびに (iii) 米国および、本契約に関連してMARKEM-IMAJEとお客様が所在する法域、またはオペレーションを行っている法域における、拘束力のある裁判所命令、判決または法令（以下、総称して「法律」）を遵守するものとします。これには、贈賄、詐欺行為、汚職行為および/またはマネーロンダリングに関して随時施行される適用法（米国海外腐敗行為防止法、および2010年英国贈賄法（改正される場合がある）、ならびに輸出入規制、租税および/または関税に関して随時施行される適用法（以下「輸出入法令」）が含まれますが、これに限定されません。

b.お客様は、本製品、および本契約に基づきMARKEM-

IMAJEから取得したその他の製品や技術を、輸出入法令に違反して、元の形態のまま、あるいは他の物品に組み込んだ後に、輸出、販売、転用、譲渡、またはその他の処分を行わないことを保証するものとします。

c. MARKEM-IMAJEは、お客様が関連するすべての輸出管理法および規制を遵守することを期待し、また、MARKEM-

IMAJEは、直接的あるいは間接的に、制限対象の当事者との取引、または制限対象の最終用途に関与しません。

お客様は、MARKEM-

IMAJEが、米国、欧州連合（EU）あるいはスイスが開始した制裁プログラムの対象国に対し、または当該対象国において、製品、ソフトウェアやサービスを、直接的あるいは間接的に、販売、供給、移転もしくは輸出しない、またはサポートしないと決定したことを認識し、承諾するものとします。さらに、ウクライナの非支配地域（クリミア半島、セバストポリ、ザポリージャ、ルガンスク人民共和国（LNR）、ヘルソン、ドネツク人民共和国（DNR）など）、ロシア、キューバ、イラン、シリア、スーダン、北朝鮮、およびアフガニスタンにおける現在の政治的・人道的状況、ならびにこうした地域との取引に関連する風評リスクおよび事業リスクのため、MARKEM-

IMAJEは、本契約に基づき、または本契約に関連して供給される本製品について、こうした国・地域に所在するお客様およびユーザーに対して、または、そこでの使用向けや（スペアパーツと消耗品が含まれる）サポートを、直接的あるいは間接的に

、販売、輸出、または再輸出しないことを決定しました。

ミャンマー（ビルマ）に関しては、同国への販売とサポートは、最初に個別にMARKEM-IMAJEに確認するものとします。

国・地域のリストは国際的な出来事によって変わる可能性があり、MARKEM-

IMAJEはこのリストを適宜アップデートします。さらに、MARKEM-

IMAJEは、独自の裁量で、制限対象者リストに記載されている事業者に対して、本製品を販売またはサポートしない旨を決定することができます。MARKEM-

IMAJEがこうした国・地域における販売およびサポートを拒否した場合、またはこうした事業者への販売を拒否した場合に、お客様はMARKEM-

IMAJEに対していかなる請求権も有しません。お客様は、本契約に基づき、または本契約に関連して供給された本製品を、直接的か間接的を問わず、上記の国・地域に販売、輸出または再輸出しないものとします。

d.お客様は、(a)項から(c)項までの目的が、再販業者の可能性を含めた、商業上のチェーンのさらに下流の第三者によって阻害されることのないように最善の努力を払うものとします。

e.お客様は、(a)から(c)項までの目的を阻害する可能性のある再販業者による阻害の可能性を含む、商業上のチェーンのさらに下流の第三者による行為を検知するために、適切な監視メカニズムを設定し、維持するものとします。

f.お客様は、すべての関連法域におけるデータ保護およびプライバシーに関する法令を完全に遵守し、その従業員、代理店、および請負業者に、かかる法令の規定を遵守させるものとします。

g.(a)項から(f)項までの違反は、本契約の本質的要素の重大な違反となり、MARKEM-IMAJEは、以下を含みますが、これに限定されない、適切な救済を求める権利を有するものとします。

- (i) 本契約の終了、および
- (ii) 本契約の総額と輸出された商品の価格に相当する違約金

h.お客様は、(a)項から(c)項までの目的を阻害するおそれのある第三者による関連する行為を含め、(a)項から(f)項までの適用に関する問題について、直ちにMARKEM-

IMAJEに通知するものとします。お客様は、(a)項から(f)項に基づく義務の遵守に関する情報を、当該情報の単純な要求から2週間以内に、MARKEM-IMAJEに提供するものとします。

18：譲渡

お客様は、MARKEM-

IMAJEの権限を有する役員による事前の書面による承認なしに、本契約を譲渡することはできません。かかる承認は、理由の如何を問わず、留保することができるものとします。

19：言語

本契約は、英語、およびMARKEM-

IMAJEの登記済事務所が置かれている国の現地の言語で作成されるものとし、紛争が生じた場合は現地の公用語が英語に優先するものとします。

20：雑則

本契約は、本契約に含まれている主題に関する両当事者間の完全な合意を表すものであり、書面か口頭かを問わず、従前の合意または了解事項がある場合には、それに優先するものとします。本契約の条項のいかなる変更、修正または終了を試みる場合、両当事者が書面で署名しない限り、拘束力を持たないものとします。

MARKEM-IMAJEは、本契約で指定された特定のサービスを、選択した企業に請け負わせる権利を留保します。

こうした条件に基づき要求される通知は、配達証明付き郵便もしくは書留郵便、郵便料金前払いによる郵送で郵送された場合は3日後、または国際的に認知された翌日配達便で送られた場合は1日後に、いずれの場合も受領当事者に適切に送達されたことみなされるものとします。

21：準拠法および紛争解決

本契約、およびMARKEM-

IMAJEとお客様との関係から生じるすべての請求は、抵触法の原則に関係なく、また、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」に関係なく、MARKEM-IMAJEが所在する国および州の法律によって解釈、適用、および執行されるものとします。

両当事者は、本契約または両当事者間の取引に起因、または関連して発生するMARKEM-

IMAJEとお客様との間のすべての訴訟は、MARKEM-

IMAJEの所在国および州の裁判所の専属的管轄権に従うものとし、各当事者は本契約により、かかる裁判所の管轄権に同意するものとします。